

平成19年 9月25日
改正 平成23年 3月25日

姫路市長 石見利勝

測量標の保全に係る書類の様式等に関する要綱を次のように定める。

測量標の保全に係る書類の様式等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量標の保全に関する規則（昭和60年姫路市規則第35号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、測量標の保全に係る書類の様式並びに測量標及び測量成果に係る謄本等の交付の申請手続について定めるものとする。

(測量標の保全に関する規則に規定する書類の様式)

第2条 規則に規定する書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 測量標及び測量成果使用承認申請書 様式第1号（規則第2条関係）
- (2) 測量標及び測量成果使用承認書 様式第2号（規則第2条関係）
- (3) 測量標及び測量成果使用報告書 様式第3号（規則第2条関係）
- (4) 測量標の一時撤去・移転承認申請書 様式第4号（規則第6条関係）
- (5) 測量標の一時撤去・移転承認書 様式第5号（規則第6条関係）
- (6) 測量標の一時撤去・移転完了報告書 様式第6号（規則第6条関係）

(測量標及び測量成果に係る謄本等の交付申請)

第3条 規則第2条第1項の測量標及び測量成果に係る謄本又は抄本の交付を受けようとするものは、測量標及び測量成果の謄本・抄本交付申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 測量標の保全に関する規則に規定する書類の様式に関する要綱（平成15年3月

26日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。